

長井市液肥貯留槽整備事業

要求水準書

令和 7 年 10 月 15 日

長 井 市

< 目 次 >

第1章 総 則

第1節 計画概要

1 本要求水準書の位置付け	1
2 本事業を含むバイオガス発電設備整備事業の全体構想	1
3 本事業の目的	1
4 事業場所	1
5 契約	1
6 履行期限	2
7 費用の負担	2
8 関係法令等の遵守	2
9 基準、指針、仕様書等	3
10 各種調査および許認可申請	3
11 委託又は下請け	3

第2節 計画基本項目

1 計画施設規模	3
2 敷地面積	4
3 立地条件	4
4 本事業の範囲	4
5 その他	5

第3節 計画主要項目

1 処理能力	5
2 主要設備方式	5
3 環境への配慮	5
4 安全衛生管理（作業管理基準）	6

第4節 施設機能の確保

1 性能と規模	6
2 性能要求事項	6

第5節 材料及び機器

1 使用材料規格	7
2 使用材質	7
3 材料・機器仕様	7

第6節 試運転及び指導期間

1 試運転	8
2 運転指導	8
3 試運転及び運転指導にかかる経費	8

第7節 かし担保

1	かし担保	9
2	かし検査	9
3	かし確認要領書	9
4	かし確認の基準	9
5	かしの改善、補修	10

第2章 本業務に関する要求水準

第1節 総則

1	設計及び施工に関する共通事項	11
---	----------------	----

第2節 設計業務及び関連業務

1	業務範囲	11
2	業務内容	11
3	配置計画	12

第3節 施工業務及び関連業務

1	業務範囲	12
2	一般事項	12
3	業務期間	12
4	業務内容	12

別添資料

資料－1（本事業箇所）

資料－2（土質条件）

資料－3（気象データ）

資料－4（バイオガス事業フロー図）

第1章 総則

第1節 計画概要

1 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、長井市（以下、「市」という。）が計画する「長井市液肥貯留槽整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、設計・施工業務の受託事業者に対して市の要求水準を示すものである。

なお、本要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の受託事業者との協議によって、本事業の目的達成に必要な施設あるいは業務等は、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業の受託事業者は責任をもって完備又は遂行するものとする。

2 本事業を含むバイオガス発電設備整備事業の全体構想

長井市がレインボープランにより継続してきた“台所と農業をつなぐ循環”の理念を継承しつつ、現代社会に対応した新しい価値を創出するため、バイオガス発電設備の導入を起点とした持続可能な循環を構築する。

バイオガス発電により発生する電気及び熱は、自家利用を基本とし、余剰分はバイオガス発電設備の近隣に設置予定の園芸施設において有効に利活用するものとする。

メタン発酵過程で生成される消化液はバイオ液肥として、全量、市内農地等へ還元し、レインボープラン堆肥同様、環境保全型農業の一環として利用促進を図る。

バイオ液肥を利用し生産された米は、学校給食米として取り入れ、食育・環境教育としても推進する。

園芸施設では、市内で推進したい高収益作物の実証栽培の場として、新規就農希望者の育成に加え、農福連携により障がいのある福祉作業所利用者等の生きがいづくりや雇用の場を創出する。また農業の担い手不足を補うため、農作業の省力化につながるスマート農業システムの導入と試験運用の場としても活用する。これにより、多様な地域内循環（資源・エネルギー・人材・スマート農業技術）の創出を目指す。

3 本事業の目的

本事業は、カーボンニュートラル推進事業の一環として、家庭及び事業所から発生する生ごみの資源循環を図るため、メタン発酵後に発生する消化液を安全かつ衛生的に貯留し、バイオ液肥として農地へ還元することを目的とする。

4 事業場所 長井市五十川（長井市レインボープランコンポストセンター）地内

5 契 約

本事業は、公募型プロポーザルの実施によって選定された受託事業者と、性能保証を含む、設計・施工までを所掌範囲とした契約を行う。

6 履行期限

契約締結日から令和 8 年 10 月末日まで

- (1) 設計業務 契約締結日から令和 8 年 2 月末日まで
- (2) 施工業務 令和 8 年 4 月から令和 8 年 10 月末日まで

7 費用の負担

- (1) 業務準備期間中における本業務の履行開始のために必要な準備費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として受託事業者の負担とする。
- (2) 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として受託事業者の負担とする。

8 関係法令等の遵守

- (1) 本事業の設計・施工にあたっては、次の関係法令等を遵守しなければならない。
なお、関係法令は最新版を使用すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 下水道法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 都市計画法
- ・ 建設業法
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定
- ・ 計量法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・肥料の品質の確保等に関する法律
- ・その他関係する法律、命令、条例、規則、要綱および通知等

(2) 受託事業者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用及び適用は、受託事業者の責任と負担において行わなければならない。

9 基準、指針、仕様書等

本業務の実施にあたっては、原則、次の基準及び仕様書等に準拠すること。ただし、次に示した基準及び仕様書等以外のものであっても、本施設の機能及び性能を十分に確保できるものであれば、本市の承諾を得た場合に限り、採用を認める。

なお、基準及び仕様書等は最新のものを使用すること。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- ・土木工事特記仕様書（山形県県土整備部）
- ・土木工事共通特記仕様書（山形県県土整備部）
- ・共通仕様書（土木工事共通仕様書）（山形県県土整備部）

10 各種調査および許認可申請

受託事業者は、本事業の設計・施工において必要な各種調査（測量調査等）及び許認可申請手続きを、受託事業者の費用負担により行う。

ただし、コンポストセンターほか本事業外に係る各種調査および許認可申請については、市と協議するものとする。

11 委託又は下請け

- (1) 受託事業者が業務の一部を委託又は下請けする場合は、当該業務の着手に先立ち、委託又は下請け先の名称、種類、金額、期間及び範囲等について、本市に届出を行い、書面による承諾を得ること。
- (2) 本市は、本業務の実施にあたって、著しく不適當であると認められる委託又は下請け先について、交代を命じる場合がある。この場合、受託事業者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

第2節 計画基本項目

1 計画施設規模

本事業で整備する液肥貯留槽は、現在建設中のバイオガス発電施設（生ごみ 1.1 t / 日、事業系生ごみ 0.8 t / 日の合計 2.0 t / 日を原料としてメタン発酵処理を行うもの）

から生成される消化液（有効容量 600 m³以上）を貯留できる能力を有すること。

2 敷地面積 約 300 m²（資料－1 参照のこと）

3 立地条件

（1）地形土質等

最上川堤防に隣接した水田を盛土造成した土地。土質は砂礫質。

（資料－2 参照のこと）

（2）気象条件（令和 6 年度値 気象庁）（資料－3 参照のこと）

ア 気温 最高 35.8℃ 最低 -8.1℃

イ 最大降雨量 16.0mm/10 分間

ウ 積雪荷重 日合計 28cm 垂直積雪量 200cm

積雪の単位荷重 積雪量 1cm ごとに 30N/m²

エ 基準風速 30m/秒

オ 建物に対する凍結深度 特に定めなし

カ 水道管敷設に対する凍結深度 道路凍結深度を考慮すること

キ 道路凍結深度 46 cm

（3）都市計画事項

ア 都市計画区域 都市計画区域内

イ 用途地域 指定なし

ウ 防火地域 なし、建築基準法第 22 条指定区域

エ 建ぺい率 70%

オ 容積率 200%

4 本事業の範囲 バイオガス事業フロー図（資料－4 参照のこと）

（1）設計業務

現在建設中のバイオガス発電設備の配置を踏まえた液肥貯留設備（有効容量 600 m³以上）の配置計画及び構造計算を含む実施設計、必要となる液肥汲上げポンプ及び消化液散布車への移送装置、液肥貯留槽内を攪拌する水中攪拌機、これらを制御する制御盤、および液肥汲上げポンプの運転－停止を遠隔で行う現場盤等の各種設備設計を含むものとする。

（2）施工業務

液肥貯留槽設置工事、機械設置工事、配管工事、電気工事（一次、二次側工事を含む）及び性能試験一式、付随する外構工事

5 その他

(1) 整備される施設における配慮すべき点

- ア 液肥の投入・排出が容易に行える構造であり、散布車両への移送を効率良く行える施設とすること。
- イ 維持管理の方法が容易で、かつランニングコストを低減できる施設とすること。
- ウ 有蓋設備等を有した周辺環境に十分配慮した施設とすること。
- エ 積雪寒冷地に適合した施設とすること。

(2) 本施設の全体配置

- ア 運転管理を円滑に行うことができ、さらに本施設への車両の動線を考慮した配置計画とすること。

(3) 工事計画

- ア 工事中における車両動線は、既発注のバイオガス発電設備整備事業と調整のうえ、工事関係車両、各種搬出入車両、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- イ 建設に際しては、災害対策に万全を期すこと。

第3節 計画主要項目

1 処理能力

- (1) 有効容量は 600 m³以上とする。

2 主要設備方式

(1) 運転方式

- ア 本施設は、定期修理時、定期点検時を考慮した計画とし、施設の全停止は極力避けるものとする。また定期修理時、定期点検時は、最低限の全休止をもって安全作業が十分確保できるよう考慮すること。
- イ 運転にあたっては、安定性、安全性に考慮しつつ、制御及び監視が容易に行えるよう配慮すること。

(2) 設備方式

- ア バイオ液肥取り出し口

バイオ液肥の取り出し口は、液肥貯留槽上部からの取り出しと下部からの取り出しの両方に備えるものとし、用途に応じて使い分けが可能な構造とすること。

但し、下部からの取り出し口にはバルブおよび散布車両に合わせた接続カップリングの取り付けを行うこと。

3 環境への配慮

本業務の実施にあたり、公害等の発生防止（粉じん対策、振動対策、防音対策、悪臭対策）に努めるものとし、周辺住民等の生活環境を損なうことのないように実施すること。

4 安全衛生管理（作業管理基準）

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。また、関係法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保つことに留意すること。

（１）安全対策

設備装置の配置、建設、据付はすべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な階段、手摺、防護柵等を完備すること。

（２）災害対策

ア 地震対策として、地域の基準に基づく地震力に耐える構造とするとともに、配管破断の恐れのある箇所は伸縮継ぎ手を設置すること

第４節 施設機能の確保

1 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ資源循環をとおした環境保全に配慮した施設であることを考慮したものでなければならない。

2 性能要求事項

メタン発酵後の消化液を安定かつ衛生的に貯留し、効率よく農地へ還元するため、以下の性能を要求する。

（１）容量・機能の確保

ア メタン発酵施設の処理量に基づき、消化液 600 m³を貯留できる有効容量を有すること。

イ 豪雨や豪雪の流入・異常運転時にも対応可能な余裕容量を有すること。

ウ 堆積物により有効容量が減少した場合には堆積物を浚渫できる構造であること。

（２）構造安全性の確保

ア 満水時の液圧・土圧・地震荷重に対し、構造的に安全であること。

イ 材料は消化液中のアンモニア、硫化水素、有機酸等に対して耐食性を考慮した材料を使用すること。

ウ 液肥貯留槽は消化液が漏水しない構造とすること。

（３）運転性能の確保

ア 液肥貯留槽の底部にスラッジが過剰に堆積しないようするため、またスラッジによる液肥汲上げポンプの閉塞を防ぐため、液肥貯留槽内に適切な攪拌設備を設けること。

第5節 材料及び機器

1 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗料工業会規格(JPMS)等の規格が定められているものは、これらの規格同等品を使用しなければならない。なお、市が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に市の承諾を受けるものとする。

- (1) 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- (2) 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2 使用材質

有機物の生物分解に伴う腐食性のある条件下及び酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐食、耐酸、耐アルカリ性等を考慮した材料を使用すること。また、高温部が発生する場合は、高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用すること。

3 材料・機器仕様

本事業の契約は、公募型プロポーザルの実施によって選定された受託事業者と、性能保証を含む、設計・施工までを所掌範囲とした契約である。このため本施設で利用される材料・機器の仕様については、受託事業者の提案を基本とする。

ただし、使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討したうえで選定すること。原則として、事前にメーカーのリストを市に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカーの選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。また、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

第6節 試運転及び指導期間

1 試運転

- (1) 工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。この期間は、受電後の単体機器調整、水運転、実負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を含めて30日間程度とする。
- (2) 試運転は、受託事業者が市とあらかじめ協議のうえ作成した「試運転実施要領書」に基づき、受託事業者において運転を行うこと。
- (3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、市が現場の状況を判断し指示する。受託事業者は試運転期間中の運転・調整記録を作成し、提出すること。
- (4) この期間に行われる調整及び点検には、原則として市の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を市に報告すること。
- (5) 補修に際しては、受託事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、市の承諾を得るものとする。

2 運転指導

- (1) 受託事業者は本施設に配置される市の職員（運転委託職員を含む）に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検業務を含む）について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。
なお、教育指導計画書はあらかじめ受託事業者が作成し、市の承諾を受けなければならない。
- (2) 本施設の運転指導期間は試運転期間中の30日間程度とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、市と受託事業者の協議のうえ、実施しなければならない。

3 試運転及び運転指導にかかる経費

本施設引渡しまでの試運転、運転指導に必要な費用の負担は次のとおりとする。

(1) 市の負担

- ア 本施設に配置される職員の人件費（運転委託職員を含む）
- イ 電気料金
- ウ 水道料金

(2) 受託事業者の負担

前項以外の用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費を受託事業者が負担する。

第7節 かし担保

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受託事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。本事業は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、受託事業者は施工のかしに加えて設計のかしについても担保する責任を負う。

かしの改善等に関しては、かし担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、市は受託事業者に対しかし改善を要求できる。

かしの有無については、適時かし検査を行いその結果を基に判定するものとする。

1 かし担保

(1) 設計のかし担保

ア 設計のかし担保期間は原則として、竣工引渡後 2 年間とする。この期間内に発生した設計のかしは、本要求水準書に記載した施設の性能及び機能等、すべて受託事業者の責任において、改善等を行うこと。

イ 竣工引渡後、施設の性能及び機能、装置等について疑義が生じた場合は、市と受託事業者との協議のもとに受託事業者が作成した性能試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は市の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。

この場合の「責任者負担」とは性能未達、主要装置耐用未達等の原因が設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥に起因する場合は受託事業者の負担とし、バイオガス化対象物性状及び運転・維持管理に起因する場合は市の負担とする。

ウ 性能試験の結果、受託事業者のかしに起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受託事業者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施工のかし担保

ア 液肥貯留槽工事関係

液肥貯留槽工事関係のかし担保期間は原則として、竣工引渡後 2 年間とする。

イ 付随設備関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

付随設備関係のかし担保期間は原則として竣工引渡後 2 年間とする。

2 かし検査

市は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受託事業者に対しかし検査を行わせることが出来るものとする。受託事業者は市と協議したうえで、かし検査を実施しその結果を報告すること。かし検査にかかる費用は受託事業者の負担とする。

ただし、このうち新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。かし検査によるかしの判定は、かし確認要領書により行うものとする。本検査でかしと認められる部分については受託事業者の責任において改善、補修すること。

3 かし確認要領書

受託事業者は、あらかじめ「かし担保確認要領書」を市に提出し、承諾を受ける。

4 かし確認の基準

かし確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

ア 設計・施工に起因する原因により、運転上の支障がある事態が発生した場合。

イ 設計・施工に起因する原因により、構造上・施工上の欠陥が発見された場合。

ウ 設計・施工に起因する原因により、主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合。

エ 設計・施工に起因する原因により、性能に著しい低下が認められた場合。ただし原料性状、運転・維持管理に起因する場合はこの限りでない。

オ 設計・施工に起因する原因により、主要装置の耐用が著しく短い場合。ただし原料性状、運転・維持管理に起因する場合はこの限りでない。

5 かしの改善、補修

(1) かし担保

かし担保期間中に生じたかしは、市の指定する時期に受託事業者が無償で改善・補修すること。改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

(2) かし判定に要する経費

かし担保期間中のかし判定に要する経費は受託事業者の負担とする。

第2章 本業務に関する要求水準

第1節 総則

1 設計及び施工に関する共通事項

(1) 受託事業者による要求水準の確保の考え方

受託事業者は、原則として、以下の対応により要求水準を確保する。

- ① 設計時における設計図及び品質管理計画の確認
- ② 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ③ 各部位の施工中及び施工終了時における計画に基づいた施工の確認

(2) 要求水準確認計画書の作成及び提出

受託事業者は、上記(1)を踏まえて、要求水準確認計画書を市との協議のうえ作成し、作成した内容を市に提出し、その承諾を得る。

第2節 設計業務及び関連業務

1 業務範囲

受託事業者は、施設整備に係る設計業務を、受託事業者の責任で、関連する法令等に基づいて行う。

2 業務内容

(1) 設計業務の責任者の配置と体制づくり

受託事業者は、設計業務の着手前に責任者を配置するとともに、設計業務体制表を市に提出する。

(2) 設計業務計画書の提出

受託事業者は、設計業務の着手前に、必要に応じて現地確認等の事前調査を行ったうえで、詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出し承諾を得る。

(3) 打合せ及び記録等の作成

受託事業者は、市及び関係機関等と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録等）に記録し、相互に確認し保存する。

また、必要に応じて、設計業務における設計図及び計算書等の書類確認に関する記録を作成し、市に提出する。

(4) 設計に関する書類の提出

受託事業者は、設計終了時には以下の書類（電子データ化が可能なものは、電子データを含む。）を市に提出し、承諾を得る。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、市と協議のうえ決定する。

①実施設計

- ア 実施設計図（フロー図、機器配置図、配管図、電気施工図等）
- イ 実施設計説明書（設計計算書に基づく機器の仕様及び用途等）
- ウ 各種設計計算書等
- エ 機器リスト

- オ 要求水準確認計画書に基づく確認報告書
- カ 建設工事費内訳書
- キ その他必要図書

3 配置計画

受託事業者は、市の全体構想、気象条件、バイオ液肥散布時期等を考慮に入れた散布車の動線計画に配慮すること。

第3節 施工業務及び関連業務

1 業務範囲

受託事業者は、施設整備に係る施工業務を、受託事業者の責任で、関連する法令等に基づいて行う。

2 一般事項

- (1) 原則として、建設工事中に第三者に及ぼした損害については、受託事業者が責任を負うが、市の責めに帰すべき事由がある場合には、市が責任を負う。
- (2) 受託事業者は、建設工事に伴う影響（特に車両の交通障害・騒音・振動等）を最小限に抑えるための工夫を行う。

3 業務期間

液肥貯留設備は、令和8年10月末までに建設工事を完成させる。なお、不可抗力、法令変更又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長が必要となった場合は、延長期間を含め、市と受託事業者が協議して決定する。

4 業務内容

(1) 工事の開始

受託事業者は、工事を開始する前に、実施体制、工事工程、仮設計画、施工管理、品質管理、安全管理等の内容を記載した施工計画書を作成し、市の承諾を得た後、本施設の工事を行うこと。

(2) 工事に関する許認可等

本施設の工事にあたって、受託事業者が必要とする許認可等については、受託事業者の責任と負担において行うこと。また、市が関係官庁への申請、報告、届出等を必要とする場合、受託事業者は書類作成及び手続き等について協力すること。

(3) 安全衛生管理

受託事業者は、本施設の建設中、その責任において安全に十分配慮し、危険防止対策を十分に行うとともに、作業従事者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。また、工事車両の出入りについては、周辺一般道に対し通行の妨げとならないよう配慮すること。

(4) 作業日及び作業時間

作業日は原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とすること。また、作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとすること。なお、この場合、緊急作業、中断が必要な作業、交通処理上やむを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業であり、かつ、関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、市の承諾を得たうえで実施すること。

(5) 施工に関する図書の提出

受託事業者は、以下に示す完成図書を提出し、市の承諾を得なければならない。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| ① 工事完成図書 | 3 部 |
| ② 工事完成図書縮小版 | 2 部 |
| ③ 運転操作マニュアル | 3 部 |
| ④ 検査試験成績表 | 3 部 |
| ⑤ 施工管理記録 | 3 部 |
| ⑥ 電子成果品 | 3 部 (PDF 及びオリジナルデータ CAD データなど) |
| ⑦ 官庁手続き書類 | 3 部 |
| ⑧ その他必要なもの (協議による) | |